

**平成30年度も健診受けて健康に！
国保特定健診・後期高齢者健診**

40歳以上の方を対象に、生活習慣病の予防、早期発見を目的とした健診を実施しています。生活習慣病は、重症化するまで自覚症状がないため毎年健診を受診し体の状態を確認することが大切です。

市内約400か所の実施機関で受診できます。受診券は、国保に継続してご加入の方へ3月末に一斉発送しています。後期高齢者の方で29年度中に健診を受診した方へ5月末に一斉発送を予定しています。

【健診に必要なもの】

- ①受診券

国保特定健診受診券(黄色)
後期高齢者健診受診券(紫色)
- ②健康保険証
- ③自己負担金

国保の方	1,000円
後期高齢の方	800円

受診券の申込み、再発行はひごまるコール健診専用(☎334-1507)へ。
詳しくは、国保年金課(☎328-2280)へ。

**平成29年度乳がん検診、子宮頸がん検診の
助成対象で未受診の方へ**

本市の乳がん検診・子宮頸がん検診は、年度内に偶数年齢になる方が対象です。平成29年度中に受診できなかった方には、5月末まで受診できる「奇数年齢特例受診許可証」を発行します。

▶**対象** 平成30年度内に奇数年齢になる女性▶

(乳がんは40歳以上、子宮頸がんは20歳以上)で、平成29年度乳がん・子宮頸がん検診を受診していない方

- ▶**発行場所** 区役所保健子ども課、健康づくり推進課
- ▶**持参物** 身分証明書(保険証や運転免許証など)と印鑑
- ▶**発行期間・有効期限** 5月31日まで
詳しくは、健康づくり推進課(☎361-2145)へ。

妊娠前に風しん抗体検査を受けましょう

生まれてくる赤ちゃんを「先天性風しん症候群」から守るため、妊娠前の方の風しん抗体検査(血液検査)を無料で実施します。

- ▶**実施期間** 4月1日～来年3月31日
- ▶**対象** 妊娠を希望する女性とパートナーなど(風しん抗体検査・予防接種を受けたことのある方、風しんに罹患したことのある方は除く)
- ▶**申込み** 申込書を持参またはファクス(371-5172)で感染症対策課へ
※申込書は、感染症対策課窓口のほか、市ホームページからダウンロードできます(申込内容を確認後受診券を発行します)。
- ▶**受診方法** 市が委託する医療機関のうち希望の医療機関に検査日時を相談し受診
- ▶**持参物** 受診券、身分証明書(健康保険証・運転免許証など)
※検査の結果、抗体価が低い場合は、風しん予防▶

接種費用の一部助成があります。
(感染症対策課 ☎364-3189)

臓器提供について考えませんか

臓器移植は、皆さん1人ひとりの善意による臓器の提供がなければ成り立ちません。

日本で臓器の提供を待っている方は約14,000人ですが、実際に移植を受けられる方は、年間約300人しかいません。

臓器を「あげたい」という方もいれば、「もらいたい」という方もいます。双方をつなげることが「いのちの贈りもの」と言われる臓器提供です。

臓器提供は、最終的に家族の承諾が必要です。大切な家族とお互いの意思を話し合い、「提供する」、「提供しない」という意思を伝えるために市の施設や医療施設などに意思表示カードが置いてあります。運転免許証や保険証、マイナンバーカードにも意思表示欄がありますので、意思表示の記入をお願いします。

(医療政策課 ☎364-3186)

糖尿病教室

無料

- ▶**日時** 4月10日(火) 午後2時～3時半
- ▶**場所** 市民病院新館2階外来前待ち合い広場
- ▶**内容** 糖尿病とはどんな病気か
- ▶**講師** 樫川 岩穂(代謝内科部長)
- ▶**対象** どなたでも
- ▶**申込み** 当日直接会場へ
詳しくは、市民病院内科外来(☎365-1711)へ。

65歳以上の皆さんへ ～平成30年度介護保険料を仮算定します～

介護保険料は、本人の所得や世帯の市民税の課税状況に応じて13段階に分かれます。

年度当初の介護保険料は、算定の基礎となる平成29年中の所得などが確定していないため、平成28年中の所得などをもとに平成30年度の新保険料段階で仮算定した金額となります。平成29年中の所得などが確定した後、本算定を行い、仮算定期間(今回お知らせする保険料額)と調整した今年度の保険料額を8月にお知らせします。

なお、平成30年度から新しい保険料額(別表)となりますので、お手元に届く通知で確認ください。

▶普通徴収の方へ(介護保険料を納付書や口座振替などで毎月納めている方)

4月上旬に、平成30年度の介護保険料(仮算定)の納付通知書を送付します。年額18万円以上の高齢・退職年金、障害年金、遺族年金を受給している方は、一定期間経過後に普通徴収から特別徴収(年金天引き)へ自動的に切り替わります。

▶特別徴収の方へ(介護保険料が年金からの天引きとなっている方)

平成30年度4・6・8月の介護保険料は、平成29年度の2月期の介護保険料と同額が年金から天引きとなるため、昨年8月に介護保険料額を通知しています。平成30年4月から特別徴収を開始する方には、すでに2月中旬に4・6・8月期の介護保険料額を通知しています。

6月に特別徴収が開始となる方は、今回お送りする通知書でお知らせしますのでご確認ください。

▶平成28・29年度熊本地震による介護保険料の減免を申請した方へ

熊本地震による介護保険料の減免の影響でしばらくの間特別徴収が止まり、納付書(口座登録がある方は口座振替)で納めていただくこととなります。特別徴収は自動で再開となりますので、再開のための手続きは不要です。再開する際はお知らせを送ります。(国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している方は、介護保険料の特別徴収の停止に伴い各保険料の特別徴収も止まりますのでご了承ください。)

第7期[2018(平成30)年度～2020(平成32)年度]の保険料段階

段階	対象者	料率	保険料月額	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金(※1)の受給者で本人および世帯全員が市民税非課税 ・本人および世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入(※2)と合計所得金額(※3)から公的年金等収入に係る所得を控除した額の合計が80万円以下	0.45	3,042円	36,504円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入と合計所得金額から公的年金等収入に係る所得を控除した額の合計が80万円を超え、120万円以下	0.625	4,225円	50,700円
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、公的年金等収入と合計所得金額から公的年金等収入に係る所得を控除した額の合計が120万円を超える	0.75	5,070円	60,840円
第4段階	本人が市民税非課税で、同一世帯に市民税課税者がいる方で、公的年金等収入と合計所得金額から公的年金等収入に係る所得を控除した額の合計が80万円以下	0.875	5,915円	70,980円
第5段階(基準段階)	本人が市民税非課税で同一世帯に市民税課税者がいる方で、公的年金等収入と合計所得金額から公的年金等収入に係る所得を控除した額の合計が80万円を超える	1.0	6,760円	81,120円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満	1.2	8,112円	97,344円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満	1.3	8,788円	105,456円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.5	10,140円	121,680円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.7	11,492円	137,904円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.8	12,168円	146,016円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上600万円未満	1.9	12,844円	154,128円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上700万円未満	2.0	13,520円	162,240円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が700万円以上	2.1	14,196円	170,352円

(※1)老齢福祉年金:明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方やほかの年金を受給できない方に支給される年金。
(※2)公的年金等収入:前年の税法上課税対象となる公的年金(国民年金、厚生年金など)の収入。非課税となる年金(障害年金、遺族年金など)は含まれません。
(※3)合計所得金額:収入からその収入を得るために直接要した必要経費を差し引いた額を言います。例えば年金収入のみの方であれば、年金収入から必要経費に代わるものとして公的年金等控除額を差し引いた額です。(扶養控除や医療費控除、株式の譲渡所得がある場合は特別控除・繰越控除などの所得控除前の額。(ただし、土地・建物などの譲渡所得の特別控除額は控除した額。))なお、合計所得金額が0を下回った場合には0とみなします。)

詳しくは、区役所福祉課または高齢介護福祉課(☎328-2347)へ。